

国 地 契 第 3 3 号
国 官 技 第 5 8 号
国 営 計 第 4 5 号
平成 1 8 年 6 月 9 日

各地方整備局総務部長
企画部長
営繕部長 あて

大 臣 官 房 地 方 課 長
大 臣 官 房 技 術 調 査 課 長
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 計 画 課 長

「特定建設工事共同企業体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合の取扱いについて」
の一部改正について

総合評価落札方式の普及を踏まえ、「特定建設工事共同企業体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合の取扱いについて」（平成 1 0 年 3 月 9 日付け建設省厚契発第 1 8 号、建設省技調発第 6 3 号、建設省営計発第 2 2 号）の一部を下記のように改正し、平成 1 8 年 6 月 1 5 日から適用することとしたので、通知する。

記

記の本則を記 1. とし、記 1. に見出しとして「基本的な手続」を付し、記 1. (1) ただし書を削る。

記 1. (2) を次のように改める。

- (2) (1) にかかわらず、残余の構成員が 2 社である場合においては、当該 2 社が新たに特定建設工事共同企業体を結成することにより、認定及び確認の申請を行うことができるものとする。

記 1. 中(4)を(6)とし、(3)を(5)とし、(2)の次に次のように加える。

- (3) (1) 及び(2)にかかわらず、残余の構成員は、被指名停止会社に代わる構成員を補充せず、単独で確認の申請を行うことができるものとする。
- (4) (1) から(3)までの申請は、構成員の一部が指名停止を受けたこと以外の理由により、認定若しくは確認の申請を行った場合には、これを却下するものとする。

記 1. の次に次のように加える。

2. 総合評価落札方式を実施する場合の申請期限の特例

- (1) 総合評価落札方式を実施する場合における 1. (1) から(3)までの申請は、次の①及び②に掲げる期限内に受け付けるものとする。
- ① 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 1 7 年法律第 1 8 号）第 1 3 条に基づく技術提案の改善を行う場合は、入札説明書等に記載する技術提案の再提出の

期限（技術提案の再提出が2回以上行われるときは、当該指名停止の後の直近の技術提案の再提出の期限）

- ② ①以外の場合は、技術提案の審査に必要な日数に応じて、地方整備局長又は事務所長が定める期限
- (2) (1)の期限は、入札説明書等に明記するものとする。この場合においては、1.(6)にかかわらず、認定及び確認の手続は、開札の時までに終了するものとする。

○特定建設工事共同企業体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合の取扱いについて（平成１０年３月９日付け建設省厚契発第１８号、建設省技調発第６３号、建設省営計発第２２号）新旧対照表

【下線部分は改正部分】

新	旧
記	記
1. 基本的な手続 (1) 当該特定建設工事共同企業体の被指名停止会社以外の構成員については、開札の時より前であれば、入札公告に定める期限にかかわらず、被指名停止会社に代わる構成員を補充した上で、新たに特定建設工事共同企業体を結成し、特定建設工事共同企業体としての認定（以下「認定」という。）及び競争参加資格の確認（以下「確認」という。）の申請を行うことができるものとする。 (2) (1)にかかわらず、残余の構成員が２社である場合においては、当該２社が新たに特定建設工事共同企業体を結成することにより、認定及び確認の申請を行うことができるものとする。 (3) (1)及び(2)にかかわらず、残余の構成員は、被指名停止会社に代わる構成員を補充せず、単独で確認の申請を行うことができるものとする。 (4) (1)から(3)までの申請は、構成員の一部が指名停止を受けたこと以外の理由により、認定若しくは確認の申請を行った場合には、これを却下するものとする。 (5) (1)から(3)までの認定及び確認の申請があることをもって入札公告に定める入札及び開札の日時を変更することは行わないものとする。 (6) (1)から(3)までの認定及び確認の手続は、できる限り開札の時までに終了するよう、速やかに行うものとする。 2. 総合評価落札方式を実施する場合の申請期限の特例 (1) 総合評価落札方式を実施する場合における１. (1)から(3)までの申請は、次の①及び②に掲げる期限内に受け付けるものとする。 ① 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成１７年法律第１８号）第１３条に基づく技術提案の改善を行う場合は、入札説明書等に記載する技術提案の再提出の期限（技術提案の再提出が２回以上行われるときは、当該指名停止の後の直近の技術提案の再提出の期限） ② ①以外の場合は、技術提案の審査に必要な日数に応じて、地方整備局長又は事務所長が定める期限 (2) (1)の期限は、入札説明書等に明記するものとする。この場合においては、<u>１. (6)にかかわらず、認定及び確認の手続は、開札の時までに終了するものとする。</u>	(1) 当該特定建設工事共同企業体の被指名停止会社以外の構成員については、開札の時より前であれば、入札公告に定める期限にかかわらず、被指名停止会社に代わる構成員を補充した上で、新たに特定建設工事共同企業体を結成し、特定建設工事共同企業体としての認定（以下「認定」という。）及び競争参加資格の確認（以下「確認」という。）の申請を行うことができるものとする。 <u>ただし、構成員の一部が指名停止措置を受けたこと以外を理由として、認定若しくは確認が行われず、又は取り消された場合は、この限りではない。</u> (2) 特定建設工事共同企業体により行わせる競争に単体有資格業者の参加を認める旨を入札公告において定めている場合においては、(1)にかかわらず、<u>被指名停止会社に代わる構成員を補充せず、残余の構成員が単独で確認の申請を行うことができるものとする。</u> (3) (1)及び(2)の認定及び確認の申請があることをもって入札公告に定める入札及び開札の日時を変更することは行わないものとする。 (4) (1)及び(2)の認定及び確認の手続は、できる限り開札の時までに終了するよう、速やかに行うものとする。